



2024年度第Ⅱ期『人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座』

開催日		8月22日(木)	9月12日(木)
午前の部 10:00 ～ 12:00	分野	子どもの人権	部落問題をはじめさまざまな人権問題
	講座名	児童相談所の役割について —こどもの権利をまもるために—	学校等で教えてくれない「人権・差別問題の基礎基本」 —人権とは何か、差別とは何か—
	講師	三重県中勢児童相談所 副所長兼一時保護調整室長 村木 裕一(むらき ゆういち)さん	公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹(まつむら もととき)さん
	内容・講師紹介など	<p>◆概要 児童相談所の最も重要な役割はこどもの権利をまもることです。そのために、児童相談所が日々行っていること、特にこどもの権利侵害である児童虐待への対応を中心にお話します。</p> <p>◆講師紹介 児童相談所で、児童指導員、児童心理司、児童福祉司として約20年勤務。</p>	<p>◆概要 「人権とは」抽象的で漠然としたものではなく、憲法をはじめ、日本が批准してきた国際人権関連の条約や規約、法令で明確に規定されている「権利」の集合体をさすものです。しかしながら、この権利について体系的に学ぶ機会が、未だ学校や社会教育などで定着しておらず、県民の人権意識調査の結果を見ても、条約や法令への認知度は決して高いと言えるものではありません。「人権とは何か」「差別とは何か」について「基準」をもとに捉え直し、人権相談に的確に対応できるように、互いに学び合います。</p> <p>◆講師紹介 ・(公財)反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 ・(一社)部落解放・人権研究所 理事 ・(公社)三重県人権教育研究協議会 理事 ・東大阪市人権尊重のまちづくり審議会 委員 ・名張市差別撤廃審議会 委員 ・伊賀市地域福祉計画推進委員会 委員 ・伊賀市障がい者福祉計画策定委員会 委員 等</p>
午後の部 13:30 ～ 15:30	分野	子どもの人権	障がい者の人権
	講座名	ひきこもりから社会へ —再び社会へ飛びたった若者の言葉 「もとに戻っただけ 環境がかわったから」 その意味するものとは—	障がいのある人と家族の人権と尊厳 —コロナ禍での家族の体験を通して考える—
	講師	NPO法人恒河沙 理事長 福島 美枝子(ふくしま みえこ)さん	一般社団法人日本ケアラー連盟・代表理事 児玉 真美(こだま まみ)さん
	内容・講師紹介など	<p>◆概要 不登校・引きこもりから社会へ相談、訪問、恒河沙チームの役割、居場所作りなどについて、自身の経験に基づいてお話します。</p> <p>◆講師紹介 1952年長崎県生まれ。99年まで津市の中学校に勤務。同年に退職後、京都、滋賀において青少年の自立支援のための活動を行う。現在、NPO法人恒河沙などの理事長。著書「本音を聞く力」(角川書店)。精神保健福祉士。安養寺坊守。</p>	<p>◆概要 2020年初頭からの「コロナ禍」は障がいのある人と家族にも多大な不自由と困難を強い、それ以前から私たちの社会に潜んでいた問題を改めて炙り出しました。その一方で世の中には「こんな時だから高齢者も障がい者も後回しでも仕方がない」という空気が広がり、その空気のままに「afterコロナ」の世界は、それらの人々を置き去りにしていくかのように見えます。コロナ禍で障がいのある子をもつ親たちが体験したことを通して、障がいのある人と家族の人権と尊厳をとりまく課題について考えてみたいと思います。</p> <p>◆講師紹介 1956年生まれ、広島県在住。京都大学卒業。米国カンザス大学にてマスター取得。英語の教師(高校・大学)として勤務の後、現在、翻訳・著述業。一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事。1987年生まれの長女に重症重複障害がある。著書に『海の風景—重症心身障害のある子の親であるということ』、『殺す親 殺させられる親—重い障害のある人の親の立場で考える尊厳死・意思決定・地域移行』、『私たちはふつうに老いることができない—高齢化する障害者家族』、『増補新版 コロナ禍で障害のある子をもつ親たちが体験していること』、『安楽死が合法の国で起こっていること』など。</p>

1. 下記申込フォームへアクセスまたは携帯電話等で二次元コードを読み取る。
 2. 必要事項を入力の上、送信してください。
- ※メールアドレス(任意)をご入力いただきますと、申込完了通知が送付されます。
(お申込み後の変更やキャンセルの場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。)



(申込用二次元コード)

(申込フォーム)

<https://logoform.jp/form/8vMX/606286>